

議 第 1 4 号 議 案

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書の提出について
選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年9月25日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書

2018年2月に内閣府が発表した「家族の法制に関する世論調査」によると、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成と答えた人が42.5%に達し、反対の29.3%を大きく上回っている。特に、多くの人々が初婚を迎える30～39歳の年代では賛成が84.4%にのぼっている。また、同年3月20日に開かれた衆議院法務委員会では、夫婦同姓を義務づけている国が、世界でただ一つわが国だけであることを法務省が明らかにした。

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等を基本とし、家族法を個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定しなければならないとうたっている。ところが、現行の民法は、婚姻にあたり夫婦同姓を強制し、夫婦のどちらかが改姓しなければ結婚できない制度となっている。このため、改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による精神的苦痛、非婚化や少子化など様々な問題が生じている。

氏名は個人の人格の象徴であり、価値観や生き方が多様化している今日、別姓を望む夫婦にまで同姓を強要する理由はない。わが国も批准している女子差別撤廃条約は、姓及び職業選択を含めて、夫及び妻に同一の個人的権利を保障することを締結国に求めており、こうした観点からも、選択的夫婦別姓制度の早期導入が求められている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、民法改正案を国会に提出し、選択的夫婦別姓制度の早期導入をはかるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

法務大臣 河井克行様